（資産除去債務）

①　資産除去債務の概要

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく工具器具備品の放射化物除去義務及び賃貸借契約規定に基づく原状回復義務である。

②　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	126,452千円
有形固定資産の取得による増加額	4,944千円
時の経過による調整額	1,911千円
期末残高	133,308千円

（国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト）

（単位：千円）

Ⅰ．業務費用		
⑴　損益計算書上の費用	53,755,136	
⑵　（控除）自己収入等	△41,321,655	
業務費用合計		12,433,480
Ⅱ．資本剰余金を減額したコスト等		898,566
Ⅲ．機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	1,740	
政府出資の機会費用	466,997	468,737
Ⅳ．（控除）国庫納付額		—
Ⅴ．国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		13,800,784

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算している。

（収益認識に関する開示）

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略している。

⑴　収益の分解情報

当法人は教育・研究・診療業務及びその他の事業を実施しており、基準第77を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、附属病院の診療による附属病院収益34,511,607千円である。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用に関する計上基準」に記載のとおりである。

⑶　収益を理解するための基礎となる情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額はない。

（重要な偶発事象）

該当事項なし

（重要な後発事象）

該当事項なし

国立大学法人埼玉大学令和６事業年度財務諸表に関する公告

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の２において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年10月17日

埼玉県さいたま市桜区下大久保255
国立大学法人埼玉大学
学長　坂井　貴文

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：千円）

資産の部		
Ⅰ　固定資産		
１　有形固定資産		
土地		54,750,060
建物	25,733,903	
減価償却累計額	△ 16,140,849	9,593,054
構築物	2,574,385	
減価償却累計額	△ 1,837,481	736,903
機械装置	94,033	
減価償却累計額	△ 65,196	28,837
工具器具備品	9,374,900	
減価償却累計額	△ 8,234,337	1,140,562
図書		3,913,934
美術品・収蔵品		94,610
船舶	2,518	
減価償却累計額	△ 2,518	0
車両運搬具	8,797	
減価償却累計額	△ 8,747	49
建設仮勘定		17,162
有形固定資産合計		70,275,174
２　無形固定資産		
特許権		7,714
ソフトウェア		153,072
電話加入権		1,297
水道施設利用権		746
特許権仮勘定		15,988
無形固定資産合計		178,819